

訪問看護職員	<p>看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供（連携先の訪問看護事業所）を行います。次の項目について必要な協力を行い連携します。</p> <p>① 看護職員による利用者のアセスメント及びモニタリング  ② 随時対応サービスの提供にあたって、看護職員による対応が必要と判断された場合の連携体制の確保  ③ 介護・医療連携推進会議への参加  ④ その他必要な指導及び助言</p>	連携先による
--------	---	--------

### 3 介護報酬に係る利用者負担金

#### (1) 提供するサービスの料金について（連携型事業所の場合）

介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ)			定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅲ)	
	1ヶ月の利用者負担金 (1月につき)			夜間にのみ	
	1割	2割	3割	サービスを必要とするご利用者の場合	
要介護1	5,446円	10,892円	16,338円	基本夜間訪問サービス費	989円/月
要介護2	9,720円	19,440円	29,160円	定期巡回サービス費	372円/回
要介護3	16,140円	32,280円	48,420円	随時訪問サービス費 (Ⅰ)	567円/回
要介護4	20,417円	40,834円	61,251円	随時訪問サービス費 (Ⅱ)	764円/回
要介護5	24,692円	49,384円	74,076円	※ 負担割合1割の場合	

※訪問看護を受ける場合は、別に訪問看護事業所において訪問看護費の負担金が必要です。

#### (2) 加算について

項目	内容	金額
初期加算	利用を開始した日から30日以内の期間について加算されます。また、30日を超える入院後、利用を再開した際も同様とします。	30円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の22.4%	

#### (3) 減算について

介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ)		定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅲ)	
	通所サービス利用時の調整	事業所と同一建物のご利用者の場合		
要介護1	-62円/日	-600円/月	所定単位数の10%	
要介護2	-111円/日			
要介護3	-184円/日			
要介護4	-233円/日			
要介護5	-281円/日			